

令和7年度（2025年度）熊本県障害者施策推進審議会

日時：令和8年2月3日（火）午後2時から

場所：ホテル熊本テルサ 3階 たい樹

会議次第

1 開会あいさつ

2 議題

- (1) くまもと障がい者プラン（第6期熊本県障がい者計画）の進捗状況について
- (2) 熊本県障がい福祉計画（第7期熊本県障がい福祉計画・第3期熊本県障がい児福祉計画）の実績等について
- (3) 次期熊本県障がい者計画及び熊本県障がい福祉計画の策定について
- (4) 令和7年度の主な取組状況について
 - ・ 審議会等への障がいのある方の積極的な登用
 - ・ 障がい当事者家族を支える取組（ファミリープラン）

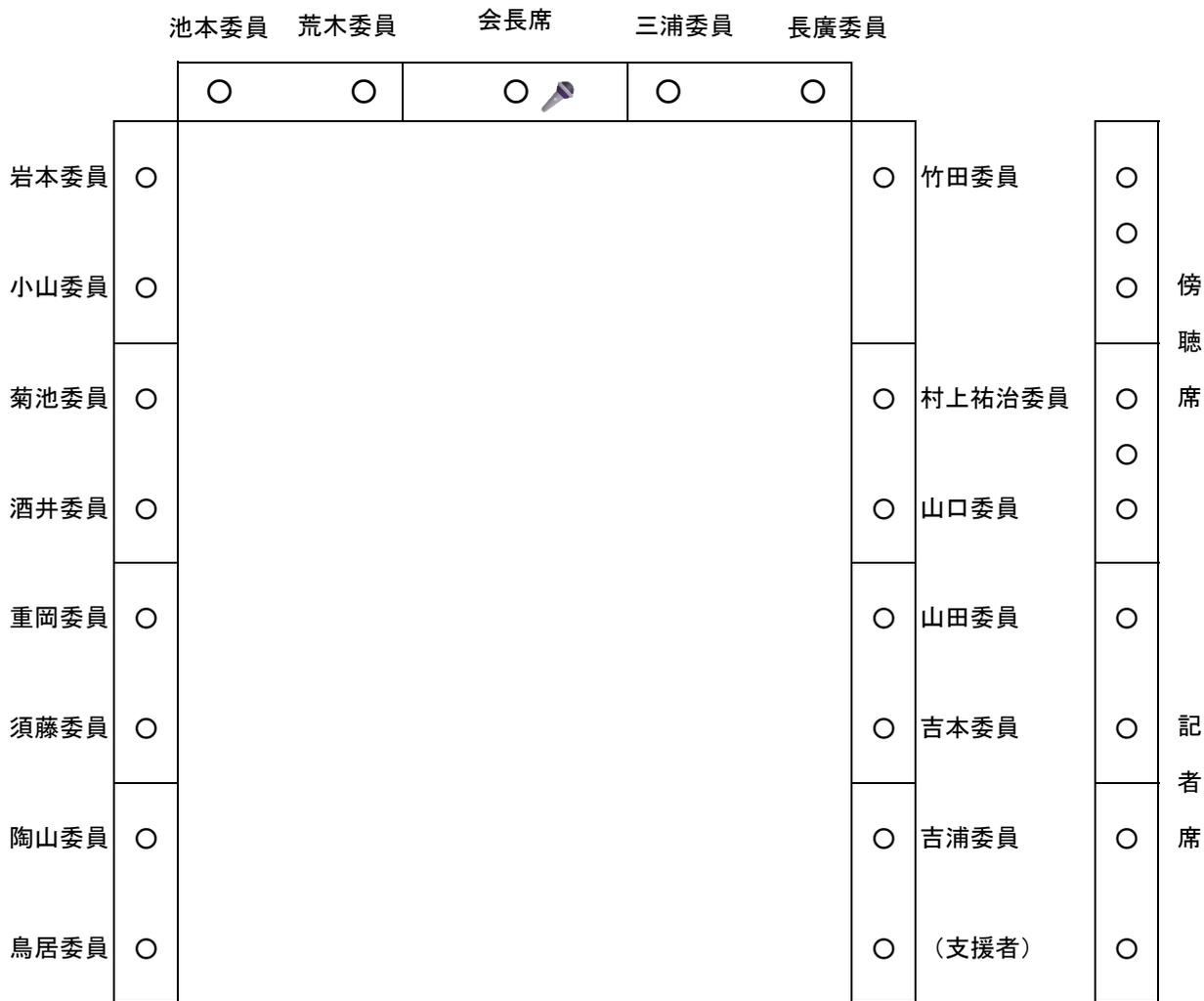
3 閉会

【配付資料】

- 資料1 くまもと障がい者プラン（第6期熊本県障がい者計画）の進捗状況について
- 資料2 熊本県障がい福祉計画（第7期熊本県障がい福祉計画・第3期熊本県障がい児福祉計画）（令和6年度～令和8年度）数値目標実績一覧
- 資料3 次期熊本県障がい者計画及び熊本県障がい福祉計画の策定について
- 資料4 令和7年度の主な取組状況について
 - ・ 参考1 令和6年第1回障害者施策推進審議会審議事項の対応状況
 - ・ 参考2 令和7年度の取組状況
 - ・ 参考3 第6期熊本県障がい者計画（中間見直し）関連事業一覧
 - ・ 参考4 令和7年度（2025年度）「障がい当事者及び家族団体との意見交換会」意見一覧

令和7年度（2025年度）熊本県障害者施策推進審議会

令和8年（2026年）2月3日（火）午後2時から
ホテル熊本テルサ3階（たい樹）



熊本県障害者施策推進審議会委員名簿
(任期：就任の日から令和9年11月6日まで)

氏名(50音順)	所属等	職名等	備考
あらき くにお 荒木 邦生	公益社団法人熊本県精神科協会	会長	
いけもと しんいち 池本 慎一	社会福祉法人熊本県手をつなぐ育成会	常務理事	
いわもと こうじ 岩本 浩治	熊本県議会厚生常任委員会	委員長	
おやま きょうせい 小山 恭正	熊本市健康福祉局障がい者支援部 障がい福祉課	課長	
きくち てっぺい 菊池 哲平	熊本大学大学院教育学研究科	教授	
さかい きよみ 酒井 清美	熊本県障害児・者親の会連合会	副会長	
しげおか ただき 重岡 忠希	熊本県教育委員会事務局 県立学校教育局	総括審議員兼県立 学校教育局長	
すどう しずく 須藤 雫	熊本県発達障害当事者会Little bit	共同代表理事	
すやま こ 陶山 えつ子	熊本難病・疾病団体協議会	代表幹事	
たけだ つとむ 竹田 勉	社会福祉法人熊本県身体障害者福祉団体連合会	会長	
たまがき かずこ 玉垣 和子	熊本県中小企業家同友会 ダイバーシティ委員会	理事・ダイバー シティ委員長	欠席
とりい よしふみ 鳥居 佳史	熊本県町村会 (芦北町健康福祉課)	課長	
ながひろ ゆき 長廣 幸	熊本難病・疾病団体協議会	事務局長	
みうら たかこ 三浦 貴子	熊本県身体障害児者施設協議会	会長	
むらかみ やすゆき 村上 泰幸	一般社団法人熊本県精神保健福祉会連合会	理事	欠席
むらかみ ゆうじ 村上 祐治	熊本県自閉スペクトラム症協会	副会長	
やまぐち さゆり 山口 さゆり	熊本県知的障がい者施設協会	副会長	
やまだ さとし 山田 怜	熊本労働局職業安定部	部長	
よしうら みき 吉浦 美貴	社会福祉法人熊本市手をつなぐ育成会『つなごう会』	本人会員	
よしもと しょうこ 吉本 尚子	熊本県精神障害者団体連合会	正会員	

熊本県障害者施策推進審議会について

「熊本県障害者施策推進審議会」（以下「審議会」という。）は、障害者基本法（以下「法」という。）第36条及び熊本県障害者施策推進審議会条例に基づき設置する機関で、内容は以下のとおりです。

1 審議会の委員構成等

(1) 人数

20人

(2) 委員構成

関係行政機関の職員（厚生労働省熊本労働局、県内の市町村の職員等）、学識経験のある者、障がい者団体・障がい者施設団体等の代表等

2 審議会委員の職務内容

(1) 県障害者計画の策定に当たり、意見を述べること。（法第36条第1項第1号）

(2) 県における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。（法第36条第1項第2号）

(3) 県における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。（法第36条第1項第3号）

3 審議会の開催

・年1～3回（3回は計画策定作業の年度）

【関係法令】

○障害者基本法（昭和45年法律第84号）（抄）

（都道府県等における合議制の機関）

第36条 都道府県（地方自治法第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）を含む。以下同じ。）に、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置く。

一 都道府県障害者計画に関し、第11条第5項（同条第9項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。

二 当該都道府県における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。

三 当該都道府県における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。

2 前項の合議制の機関の委員の構成については、当該機関が様々な障害者の意見を聴き障害者の実情を踏まえた調査審議を行うことができることとなるよう、配慮されなければならない。

3 前項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

4～5 （略）

令和7年度（2025年度）熊本県障害者施策推進審議会
事務局名簿

所属	職名	氏名
健康福祉部		
部長		下山 薫
子ども・障がい福祉局	局長	清水 英伸
障がい者支援課	首席審議員	竹中 良
	審議員	西嶋 健
	審議員	江口 庸子
	課長補佐	中島 秀男
	課長補佐	野田 暢紀
	主幹	井伊 宏憲
	主幹	佐藤 康子
	主幹	宮崎 龍一
	主幹	北園 恵
	主幹	松本 佳奈子
	主任主事	杉 貴仁
	主任主事	林 由姫
	主事	奥村 達也
	広域専門相談員	廣瀬 眞由美
広域専門相談員	高橋 次郎	
健康福祉政策課	課長補佐	北田 沙織
地域支え合い支援室	課長補佐	前田 弘明
高齢者支援課	課長補佐	伊藤 武
認知症施策・地域ケア推進課	課長	永野 千佳
	主幹	森崎 博行
社会福祉課	主幹	矢津田 敦子
子ども未来課	課長補佐	尾崎 泰則
	主幹	須藤 牧子
健康づくり推進課	課長補佐	平松 修一
	主任技師	野田 佳織

所属	職名	氏名
知事公室		
広報課	主幹	前 光祝
危機管理防災課	主幹	甲斐 博旨
総務部		
市町村課	主幹	森 愛美子
企画振興部		
交通政策課	課長補佐	崎田 雄一郎
環境生活部		
消費生活課	参事	上田 てるみ
商工労働部		
労働雇用創生課	課長補佐	坂本 稚晴
農林水産部		
むらづくり課	参事	増田 慎也
土木部		
道路保全課	課長補佐	徳田 博之
都市計画課	主幹	西岡 和紀
建築課	主幹	森高 俊一
営繕課	課長補佐	笹淵 英樹
住宅課	課長補佐	木下 秀昭
教育委員会		
施設課	主幹	坂本 一也
特別支援教育課	主幹	今村 郁己
社会教育課	主幹	工木 圭吾郎
図書館	主幹	廣田 雄二
熊本県警察本部生活安全部		
生活安全企画課	犯罪抑止・繁華街対策係長	米村 亮
通信指令課	次席	立山 誠一郎
	初動指導係長	園田 恵美子

○熊本県障害者施策推進審議会条例（昭和48年3月31日条例第15号）
改正 昭和57年6月23日条例第29号 平成6年3月29日条例第17号
平成9年3月25日条例第1号 平成12年12月20日条例第78号
平成16年10月1日条例第54号 平成23年10月14日条例第41号
平成24年3月6日条例第16号

（趣旨）

第1条 この条例は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第36条第3項の規定に基づき、熊本県障害者施策推進審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 審議会は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、関係行政機関の職員、学識経験のある者、障害者並びに障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者のうちから、知事が任命する。

（任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長）

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（庶務）

第6条 審議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

（雑則）

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和57年6月23日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年3月29日条例第17号)

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
(平成6年6月熊本県規則第33号で、同6年6月1日から施行)

附 則(平成9年3月25日条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成12年12月20日条例第78号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成16年10月1日条例第54号)

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は障害者基本法の一部を改正する法律(平成16年法律第80号)附則第1条ただし書の政令で定める日から施行する。

(障害者基本法の一部を改正する法律(平成16年法律第80号)附則第1条ただし書の政令で定める日=平成17年4月18日)

附 則(平成23年10月14日条例第41号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月6日条例第16号)

この条例は、障害者基本法の一部を改正する法律(平成23年法律第90号)附則第1条第1号の政令で定める日から施行する。

(障害者基本法の一部を改正する法律(平成23年法律第90号)附則第1条第1号の政令で定める日=平成24年5月21日)